

答 申

諮問第78号

第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成24年1月9日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対しては、「作成又は取得していないため」との理由で対象公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成24年1月25日付け海建総第406号で異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成24年3月15日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、監察査察は調査の上、関係者を懲戒処分にし、当該非開示決定処分を取り消し、全て平成13年1月18日付け海建第7110号の地図訂正の同意についての起案文書（以下「海建第7110号起案文書」という。）である公図訂正一件文書に戻し、適正な形で開示することを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、審査会における説明及び意見の陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おお

むね次のとおりである。

- (1) 和歌山県は違法公図訂正で不正に合わせた解決方法を採用、不正に合わせる為、不正裁判を利用した。この不正裁判の謄本でない後付情報（公図が誤り、里道が南北に1本、水路は存在しない、無番地が現地にない等）を記載した偽造判決書を何処から入手したか明らかにせず、利用したことだけを認めている。謄本でないから裁判所から出たものでなく、謄本でない文書には自由に勝手な情報を書き込むことが出来、犯罪が自由に行われる。和歌山県が国の機関に既に提出済みであり、国は永久保存のため、和歌山県は取り返しがつかず、文書を毀棄して知らん振りする戦法を考えた。

従って海草振興局建設部元副部長、管理課長他職員が隠匿したことがほぼ確実な状況であり、犯罪行為であったから「作成又は取得していない」は虚偽となる。

- (2) 実施機関の虚偽説明で、海建第7110号起案文書から理由書や判決書（以下「判決書写し」という。）、〇〇〇〇と他人の所有者名を記載した土地所在図を隠匿させたことを見逃す答申を出させ、未だ被害が解消されていない。
- (3) 平成20年11月26日に海草振興局建設部で、異議申立人が見た海建第7110号起案文書には、開示請求した内容の偽裁判記録が綴られており、その開示を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書及び審査会における説明並びに意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 海建第7110号起案文書について

実施機関は、海建第7110号起案文書の綴りを、現在も海草振興局建設部管理課に保存期間永久文書として保有している。

海建第7110号起案文書は、当時県道と里水路を管理していた海草振興局建設部管理課が、公図訂正に同意してよいかを決裁

した公文書である。

海建第7110号起案文書は、現地の県道・里水路の配置が、公図訂正後の地図と一致すれば同意出来るものであり、必ずしも関係人の同意がないと実施機関として同意できないものでもない。よって、理由書・判決書写しの添付が必須条件であったとは思われない。

2 本件処分について

本件開示請求は別紙のとおりであり、実施機関が現存する綴りを入念に再確認しても、その中には、今回特定した公文書である判決書写しは、編纂されていなかった。

異議申立人は、平成20年11月に海草振興局建設部管理課で閲覧した際、海建第7110号起案文書に裁判記録が編纂されていたと主張しているが、実施機関が判決書写しを毀棄・隠蔽した事実はない。

「謄本でない偽裁判記録」とは、異議申立人にとって偽造された判決書写しという意味に考えられるが、そもそも海建第7110号起案文書には判決書写しが編纂されていないため、実施機関は、「作成又は取得していないため」として、非開示決定を行った。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件処分の妥当性について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、実施機関によれば、海建第7110号起案文書の綴りを入念に再確認したところ、判決書写し自体が綴られていないことから、「作成又は取得していないため」との理由により、非開示決定を行ったものであると説明する。

ところで、平成20年11月26日海草振興局建設部において、異議申立人が見た文書が間違いなくあったと主張する海建第7110号起案文書に関しては、諮問第60号及び諮問第62号における答申においても、異議申立人が当該公文書に添付されていたと主張する書類は添付されていなかったと見ることが相当であると判示されているとおり、実施機関において海建第7110号起案文書に判決書写しが綴られていないと認められるので、「作成又は取得していない」との説明は、特段不合理なことでもない。

よって、実施機関が「作成又は取得していないため」との理由により非開示決定を行った本件処分は、妥当である。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人は、実施機関職員の対応や公函訂正事務に関して種々の主張をしているが、当審査会は、条例第19条の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、異議申立人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成24年4月6日	○諮問（実施機関）

平成24年5月9日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成25年5月30日	○審議
平成25年6月14日	○審議
平成27年3月11日	○審議
平成27年4月10日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成27年7月28日	○異議申立人からの説明及び意見の聴取
平成27年8月26日	○審議
平成27年9月10日	○審議
平成27年9月30日	○審議

